

亀山市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年12月22日

亀山市長 櫻井義之

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21895

3 路線名 羽若34号線

4 供用開始の区間

(1) 起点 羽若町字西野840番18地先

(2) 終点 羽若町字西野840番12地先

5 供用開始の期日 平成27年12月22日